

初期消火器具設置費用の一部を補助します

自治会町内会がスタンドパイプ式初期消火器具及び初期消火箱を、新規又は更新設置する際の、整備費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

1 申請要件

単一の自治会町内会で、以下の3つの条件を満たすことが申請要件となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 初期消火器具の取扱訓練を定期的に実施できる。

2 補助率及び補助予定数

- (1) 補助率：設置費用の2/3（上限額20万円）
- (2) 予定数：28年度100基

3 補助事業の申請方法

- (1) 消防署備え付けの申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署にご提出願います。
- (2) 申請期限は8月31日（水）までとなります。

4 お問い合わせ先

初期消火器具の設置に関しては、最寄りの消防署までお願いします。

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (334-6696)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

【初期消火器具とは】

女性や高齢者にも、容易に取り扱うことができる消火器具です。

消防車両が進入できない道路狭隘地域においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動ができます。特に可搬式（スタンドパイプ式）は機動性に優れています。



裏面あり

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有する初期消火器具の設置場所として、「設置協力店舗（下記2項参照）を希望される自治会町内会」を募集します。

なお、設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能です。

1 応募方法

- (1) 消防署備え付けの応募用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの消防署にご提出願います。
- (2) **応募期限は7月29日（金）まで**となります。

※応募期限が、裏面の「初期消火器具設置費用補助申請期限」と異なりますので、ご注意ください。

2 設置協力をいただける店舗（50音順）<駐車場がある店舗に限られます。>

今年度は、新たに「外食チェーン店及びドラッグストア」が加わり、選択肢が増えました。

(1) 外食チェーン店

壱鶴堂、エルトリート、牛庵、ココス、サイゼリヤ、ジョリーパスタ、すき家、瀬戸うどんデニーズ、伝丸、なか卯、華屋与兵衛、はま寿司、ビッグボーイ、モリバコーヒー

(2) ドラッグストア

薬クリエイト、薬セイジョー、サンドラッグ、ハックドラッグ、フィットケア・デポ

(3) コンビニエンスストア

コミュニティストア、スリーエフ、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ
ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ローソン

3 ご注意いただきたいこと（設置条件等）

- (1) 申請依頼は、消防局予防課が一括して**店舗の本社**に対して行いますので、自治会町内会から各店舗への、設置依頼やお問い合わせはご遠慮願います。

- (2) 申請に基づき、本社から設置可否の回答があります。

場合によっては、ご希望に添えないことがありますことを、ご承知おきください。

なお、実際に設置するには、自治会町内会と会社間で協定を締結する必要がありますが、その事務は消防署で支援いたします。

- (3) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。

- (4) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

※参考：初期消火器具の損害賠償保険は年間2,000円程度で加入できます。

【設置可能な初期消火器具】

転倒防止策を講じたスタンドパイプ式初期消火器具となります。

※初期消火栓は、設置できません。

※転倒防止策については、もよりの消防署（裏面参照）にご相談ください。

設置可能な初期消火器具の一例



箱に収納される台車型の一例



台車自体が箱型の一例

震災火災から地域を守る「スタンドパイプ式初期消火器具」の 補助金交付事業について

地域の初期消火力を高め、共助の取組を推進し、もって地域防災力の向上を図ることを目的に、港北区では平成27年度に引き続き消防局補助事業と連携して、今年度も「スタンドパイプ式初期消火器具」購入費補助（2/3）事業を実施します。

1 補助対象

- (1) 自治会、町内会及び地区連合町内会
- (2) 優先順位

予算の範囲内での補助となるため、補助対象とする町丁目の優先順位を3段階に定めました。順位を定めるにあたっては「横浜市地震防災戦略」を基に焼失棟数が多い地域を優先としました。

順位	町丁目
順位1 対策地域 (延焼の危険性が高い地域)	高田東一丁目、高田東四丁目、綱島西五丁目、日吉本町四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、仲手原二丁目、篠原東一丁目、篠原東二丁目、篠原東三丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、錦が丘
順位2 対策地域を除く焼失棟数 1～5棟未満	下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町六丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町五丁目、日吉一丁目、日吉二丁目、高田西四丁目、高田西五丁目、高田東二丁目、新吉田東一丁目、新吉田東二丁目、新吉田東七丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、綱島上町、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西六丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、大倉山二丁目、大倉山五丁目、大倉山七丁目、大豆戸町、師岡町、菊名二丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、篠原北一丁目、仲手原一丁目、岸根町、鳥山町、小机町
順位3 焼失棟数 0～1棟未満	上記以外の町丁目

※ 多くの町内会等に補助を行うため、今年度、消防局事業で補助対象となった町内会等は対象外とします。また、昨年度港北区事業で補助対象となっていない町内会等を優先とします。

2 補助内容

購入するスタンドパイプ式初期消火器具の購入費の2/3を区役所が補助します。
(補助上限額20万円)
昨年度の実績 10基

(例) 購入費用24万円の場合

自治会・町内会等の負担	8万円
港北区役所の補助	16万円

3 申請手続き

(1) 申請期限

平成28年6月1日（水）～平成28年10月31日（月）

(2) 提出先

港北区役所総務課 防災担当 （電話：540-2206）

(3) 申請書類

- ・初期消火器具等整備費補助金交付申請書
- ・初期消火器具等設置位置図
- ・見積書の写し
- ・土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し（町内会館に設置の場合は不要）

4 使用方法の習熟

補助対象となった場合には、スタンドパイプ式初期消火器具を使用した訓練を行っていただきます。町内会・自治会での防災訓練に加えて、横浜市民防災センター（神奈川区沢渡）での集合訓練を準備しております。

【スタンドパイプ式初期消火器具とは】

道路に埋設されている消火栓に直接ホース等を接続して消火を行うための消火器具です。ホースを含めた消火器具がタイヤ付の台車にセットされていますので、火災現場まで持ち運ぶことができます。



問合せ 港北区役所 総務課 防災担当
三浦、杉本、市川、厚地
電話 540-2206